

令和6年3月21日
高松市学校給食共同調理場
整備検討委員会

南部エリア学校給食共同調理場（仮称）及び 東部エリア学校給食共同調理場（仮称）の 整備検討状況について

令和6年3月

高松市教育委員会 保健体育課

1 前回(R5.1)の整備検討委員会後の進捗について

時期	内容
R5.2	「第8回かがわPPP/PFI地域プラットフォーム」にてサウンディング型市場調査を実施 ⇒PFI事業は、調理運営を担える企業は全国的にも少なく、コンソーシアムが組成しづらくなる。DBM（設計・建設・維持管理、運営なし）等が参入しやすい。 ⇒急激な物価高、光熱水費の高騰を踏まえ、物価スライドへの対応について検討を。 ⇒2施設同時の整備は、提案への労力が大きく、参加可能企業が限られるので、分割を。 ⇒公募への期間を十分に確保してほしい。 など。
R5.4	東部エリア及び南部エリアの建設候補地について庁内会議で審議。 ⇒東部：候補地の調査範囲を拡大し、さらなる検討を実施する。 ⇒南部：候補地決定。
R5.5～	南部エリアの整備基本計画策定及び民間活力（PPP/PFI）導入可能性調査業務における公募型プロポーザル※1に向けて始動。
R5.5～	東部エリアの候補地範囲を拡大、民有地を含め用地を検討。
R5.7-8	※1プロポーザル実施。委託契約締結。
R5.8～	南部エリアの整備基本計画策定及び民間活力（PPP/PFI）導入可能性調査業務実施中。

2 建設用地の検討について

◆「学校給食共同調理場整備検討委員会」

建設候補地抽出に当たっての選定条件を整理

東部

建設候補地について意見聴取

南部

建設候補地について比較検討

反映

報告

選定条件を踏まえ、建設候補地（案）を抽出

東部

建設候補地（案）の現況を整理

建設候補地の確定

南部

基本計画策定及び導入可能性調査の実施

最適な建設用地の検討

建設用地の確定

3 南部エリア 建設候補地の抽出

- 小学校
- 中学校



施設規模 (想定)	
受配対象校	17校・園
最大食数	6,000食程度

● 必要な敷地面積

最大食数	敷地面積
3,000食	5,314m ²
5,000食	7,331m ²
8,000食	9,286m ²

「学校給食施設計画の手引き」より

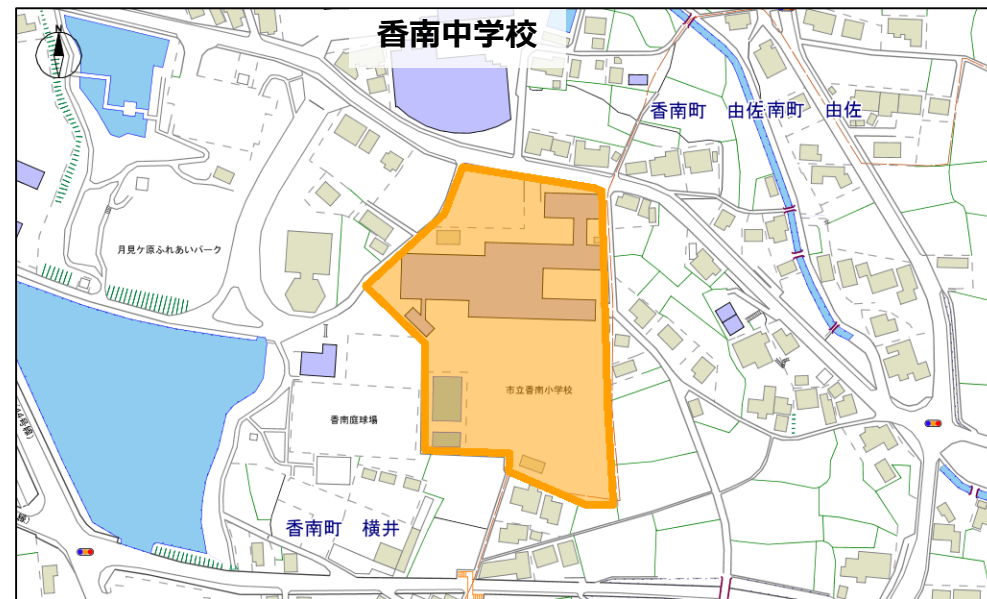
① 香南小学校跡地

② 香川診療所跡地



1 「香南小学校跡地」

概要	
所在地	高松市香南町横井1008-1
敷地面積	16,676m ²
所有者	市有地
用途地域	用途白地地域
建蔽率	70%
容積率	200%
災害危険性	特になし
備考	R6年度に小学校を香南中学校敷地内へ改築後、R7年度に校舎を解体予定。



受配校	距離 (km)	時間 (分)	受配校	距離 (km)	時間 (分)
香南小学校	0.2	1	一宮小学校	7.4	15
香南中学校	0.2	1	一宮中学校	8.8	16
大野小学校	5.1	11	円座小学校	5.8	10
浅野小学校	5.2	11	香東中学校	7.3	12
川東小学校	2.6	6	川岡小学校	3.5	8
香川第一中学校	4.2	9	檀紙小学校	7.6	12

2 「香川診療所跡地」

概要	
所在地	高松市香川町浅野1258-1他
敷地面積	7,419m ²
所有者	市有地
用途地域	準工業地域、第二種住居地域
建蔽率	60%
容積率	200%
災害危険性	特になし
備考	既存の建物の解体が必要。北側に隣接する施設と渡り廊下で繋がっている。敷地内に歩道及び水路があるほか、高低差が大きい。(最大5m程度)

受配校	距離(km)	時間(分)	受配校	距離(km)	時間(分)
香南小学校	3.6	7	一宮小学校	5.6	10
香南中学校	3.6	7	一宮中学校	5.8	11
大野小学校	2.4	6	円座小学校	6.6	13
浅野小学校	1.7	5	香東中学校	6.8	14
川東小学校	1.2	5	川岡小学校	4.1	9
香川第一中学校	0.5	3	檀紙小学校	8.6	16

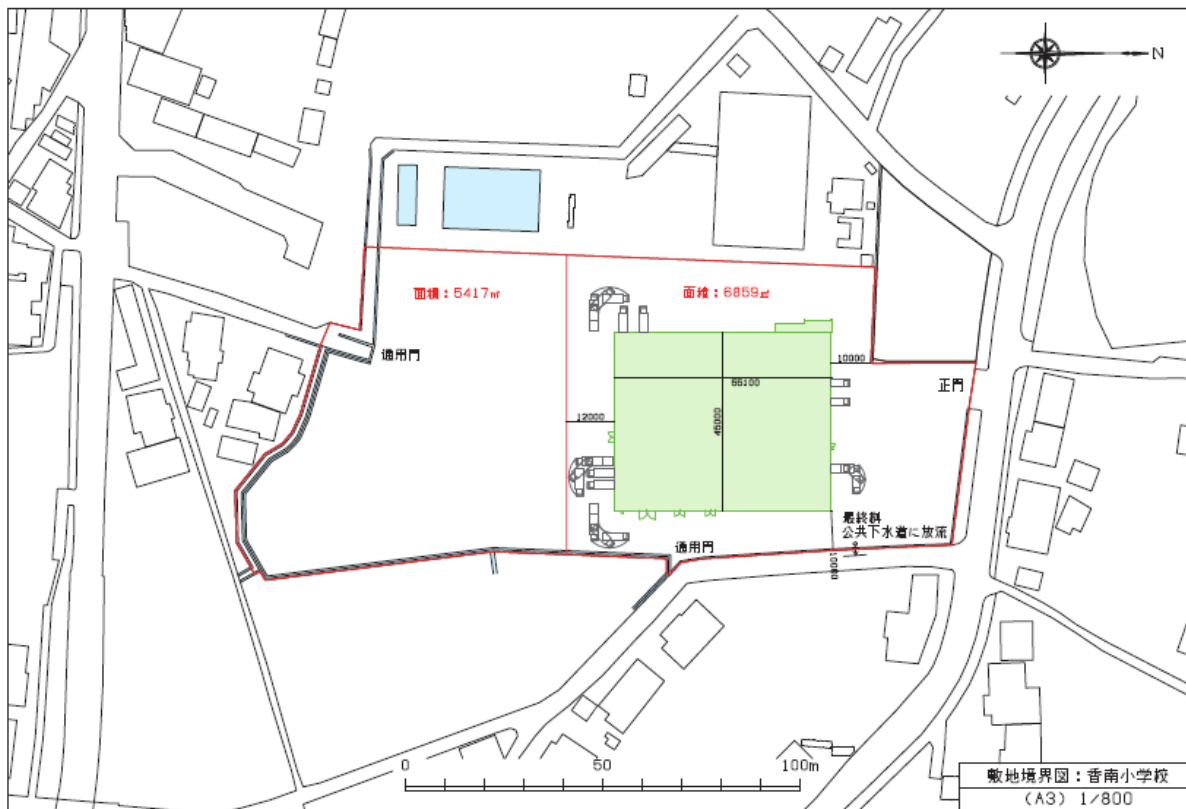


4 南部エリア 建設候補地の評価結果

項目		①香南小学校跡地	②香川診療所跡地
条件1	各受配校との適切な位置関係	△	△
条件2	必要な敷地面積	○	○
条件3	災害の危険性	○	○
条件4	法的要件	○	○
条件5	用地取得	○	○
条件6	施設立地		
	用地形状	○	○
	接道状況	○	○
	配送の効率性	○	○
条件7	インフラ整備	○ 現施設解体予定	△ 現施設の解体が必要
条件8	周辺住環境への影響	○	△
条件9	土地（土壌）の状況	未確認	未確認

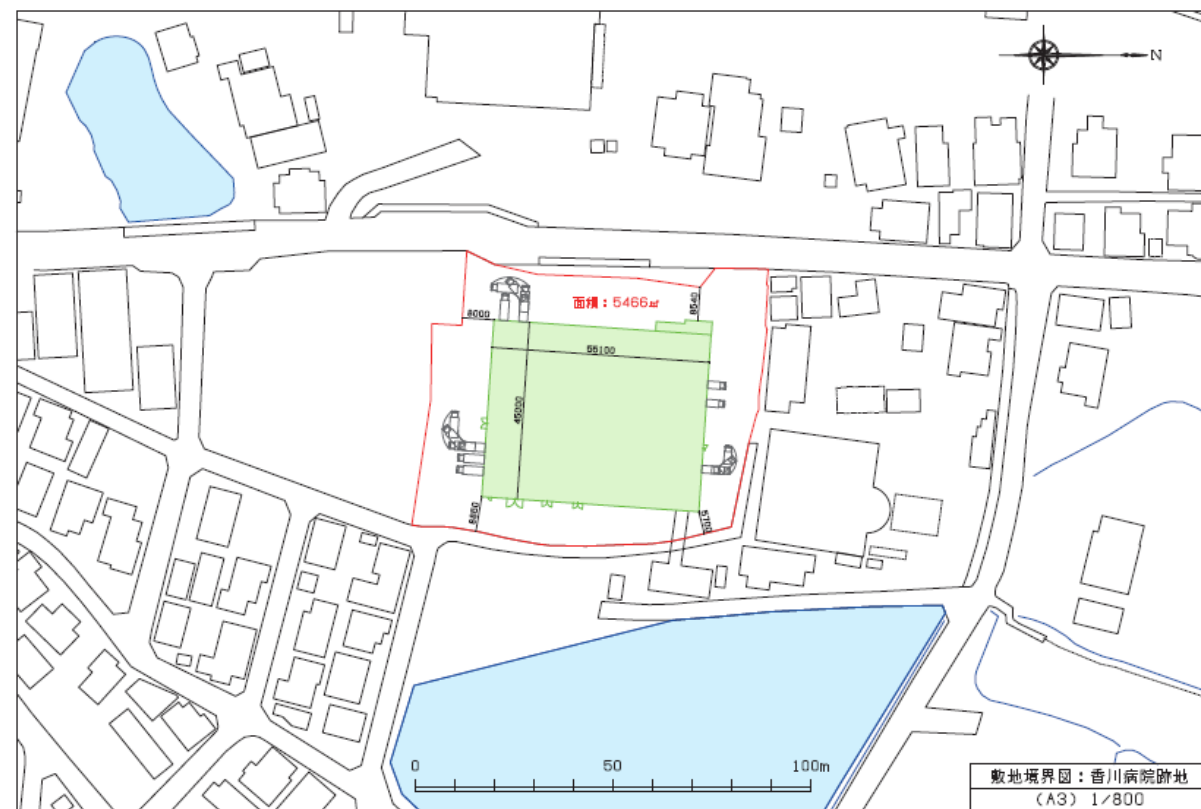
5 南部エリア 整備基本計画について

○香南小学校跡地配置図案



- 敷地が広い (16,676²m²) ため、調理場用地の配置について関係部署と協議が必要。
- 既存の体育館、運動場、駐車場等を残した上で、配送車両の動線を考慮した配置図案を検討中。
- 境界確定手続きに時間を要する可能性がある。

○香川診療所跡地配置図案



- 敷地内に歩道があるため、施設や駐車場の配置を工夫する必要がある。
- 敷地内に高低差があるため造成工事等が必要な可能性がある。
- PFI手法を採用する場合、既存施設の解体を含めた事業とすることも検討中。

6 南部エリア学校給食共同調理場(仮称)整備基本計画策定及び民間活力(PPP/PFI)導入可能性調査

- 令和3年3月に策定した「高松市学校給食調理場整備計画」に基づき、**学校給食共同調理場整備に係る具体的な検討**を行います。
- 現在、**具体的な整備方針や整備スケジュール、整備予定地、整備手法等**をコンサルタントに委託し、**調査**を実施中です。
- 調査内容をまとめ、**基本計画**を策定中です。
また、**同時に、適切な施設整備手法を採用するため、官民連携手法を含めた幅広い事業手法を比較・検討**しています。
- 整備基本計画の策定と民間活力導入可能性調査を一括して委託することで**効率的な事業検討を実施**しています。

整備基本計画策定 (施設整備に係る諸条件の検討)	民間活力導入可能性調査 (適切な事業手法を調査・検討)
1.前提条件の整理及び把握 上位計画及び関連計画を基礎資料として、給食調理場整備計画を策定するための前提条件を取りまとめます。	1.事業範囲及び事業スキームの検討 民間活力を導入する場合における民間事業者とのリスク分担等を検討します。
2.整備方針の検討 各給食調理場の老朽化や将来の生徒数推移などを調査・分析し、整備方針を整理します。	2.民間事業者への調査 アンケート・ヒアリング等により官民連携手法を導入した場合、民間事業者が本事業に参画するか否かを調査します。
3.整備時期、施設規模及び施設機能の検討 将来的な生徒数推移などを分析し、適切な施設規模及び配送対象校、施設整備用地等を検討します。また、当施設が提供する機能について検討を行います。	3.財政負担軽減効果の検討 従来手法と民間活力を導入した場合の財政負担見込額を算定し、財政負担軽減効果を算出します。
4.整備スケジュールの検討 施設規模などに応じた整備スケジュールを検討します。	4.最適な事業手法の検討・評価 上記(2)、(3)において調査した内容を基に、事業手法を網羅的に検討・評価します。
5.施設整備に係る事業手法の検討 導入可能性調査の結果を踏まえ事業手法を検討します。	5.課題のとりまとめ 上記(4)で検討した最適な事業手法を採用する際の課題を整理し、対応策をまとめます。
6.まとめ 今後の課題・検討事項などを整理します。	

7 主な事業手法

事業手法	従来方式	DBO方式	BTO方式
概要	<p>行政が資金調達し、施設の「設計」「施工」をそれぞれ民間事業者が発注する方式。 施設の「維持管理・運営（給食調理・配送等）」は行政が行う。</p>	<p>行政が資金調達し、行政が所有権を有したまま、民間事業者が施設の「設計」「施工」「維持管理・運営」を一括して行う方式。設計者と施工者と維持管理者が互いにフィードバックすることで、維持管理・運営の品質向上やコスト削減が期待できる。</p>	<p>民間事業者が資金調達し、施設の「設計」「施工」「維持管理・運営」を一括して行う方式。施設完成後、所有権は行政に引き渡される。整備費用は事業期間を通じ行政から民間事業者にサービス対価として支払われるため、市の財政負担を平準化することが可能。</p>
資金調達	行政	行政	民間
建物の所有者	行政	行政	行政

建設候補地は、民有地も含めて調査中



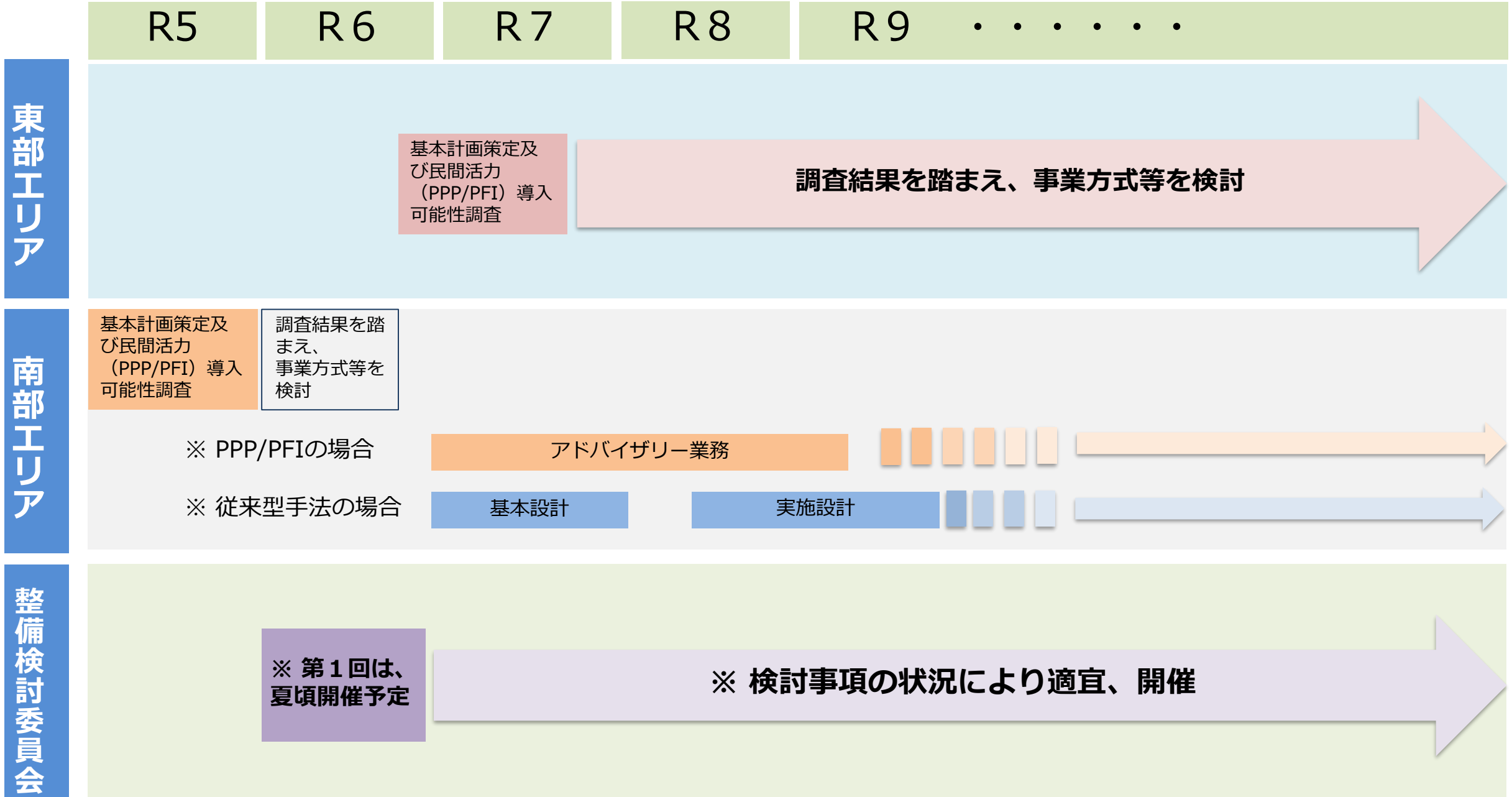
施設規模（想定）	
受配対象校	13校
食数	4,500食程度
敷地面積※	6,000～7,000㎡

● 必要な敷地面積

施設規模	敷地面積
3,000食	5,314㎡
5,000食	7,331㎡
8,000食	9,286㎡

※学校給食施設計画の手引きより

9 今後の事業全体スケジュール



【参考】建設候補地の選定条件①

◆建設候補地の選定条件

- ①新設する共同調理場と受配校との適切な位置関係、②法的条件の適合、③衛生管理基準等を満たす調理場とするために必要な敷地面積、④災害危険性の低い場所など、様々な条件を考慮する必要がある。

上記の条件をクリアするため、**建設候補地選定を行うための条件を設定し、その条件に基づき、建設候補地の抽出**を行う。

今後、**(個別)基本計画策定、導入可能性調査を実施**し、各建設候補地のインフラ整備、高潮対策、地盤改良等の必要性の調査や、配送計画の検討、運営や配送等の費用の算出など、**様々な観点から各候補地の比較検討を行い、最適な建設用地を決定**していく。

項目		概要								
条件 1	各受配校との適切な位置関係	<ul style="list-style-type: none"> 給食の出来上がりから喫食の時間まで 2時間以内。 ※「学校給食衛生管理基準」 受配校への配送は 5 km 15分以内を目安とする。 ※「高松市学校給食調理場整備指針」 								
条件 2	必要な敷地面積	<ul style="list-style-type: none"> 最大調理能力に応じ、現行の「学校給食衛生管理基準」に適合した調理場を建設するために必要な敷地面積を有していること。 <p>※汚染作業区域、非汚染作業区域、その他の区域に部屋単位で区分すること。また、床に水が落ちない構造の施設・設備等を使用し、床が乾いた状態で作業するシステム（ドライシステム）</p>								
		<p>【参考】必要となる敷地面積の目安</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設規模</th> <th>敷地面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000食</td> <td>5,314㎡</td> </tr> <tr> <td>5,000食</td> <td>7,331㎡</td> </tr> <tr> <td>8,000食</td> <td>9,286㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>学校給食施設計画の手引きより</p>	施設規模	敷地面積	3,000食	5,314㎡	5,000食	7,331㎡	8,000食	9,286㎡
施設規模	敷地面積									
3,000食	5,314㎡									
5,000食	7,331㎡									
8,000食	9,286㎡									
条件 3	災害の危険性	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生後も早期に学校給食が再開できるよう 災害危険性の低い場所であること。なお、災害時における炊出し機能についても考慮する必要がある。 								

【参考】建設候補地の選定条件②

項目		概要	
条件 4	法的要件	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食共同調理場は、建築基準法上「工場」に位置付けられることから、建設可能な用途地域については、「準工業地域」もしくは「工業地域」、「工業専用地域」のいずれか、もしくは用途地域外となる。ただし、周辺環境に著しい影響がないと判断され、建築許可が得られる場合は、その他の用途地域に建設することも可能。 ※建築基準法第48条ただし書の許可が必要。 文化財保護法では、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などの開発事業を行う場合には、本市（文化財課）を經由して、県教育委員会に事前の届出を行うことが必要（文化財保護法第93条第1項）となる。 	
条件 5	用地取得	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食共同調理場の建設用地の取得に当たっては、学校給食を停止させず、継続的に提供できることが求められるため、新たな建設地を確保する必要がある。 建設候補地は、土地取得の費用や交渉に係る時間が不要な市有地であることが望ましい。 	
条件 6	施設立地	用地形状	<ul style="list-style-type: none"> 配送車等の配送・回収スペースや衛生管理基準を勘案した調理工程等を踏まえ、作業同線の直線化や一方通行化が図れる長方形もしくは正方形が望ましい。
		接道状況	<ul style="list-style-type: none"> 容易に配送車が出入りできるよう、2車線以上の道路に面し、搬入と搬出が別方向となることが望ましい。
		配送の効率性	<ul style="list-style-type: none"> 高松市学校給食調理場整備指針に記載されているとおり、調理後2時間以内の喫食が達成できるよう効率よく配送を行う必要があるため、幹線道路へのアクセスがしやすい位置にあることが望ましい。

【参考】建設候補地の選定条件③

項目		概要
条件7	インフラ整備	<ul style="list-style-type: none">・ 電気、水道等のインフラが整備されていること。・ 下水道に接続しない場合は、共同調理施設の総面積によっては水質汚濁防止法の特定施設設置に該当し、届出が必要となる。なお、排水量が1日当たり最大50m³を超える場合、瀬戸内海環境保全特別措置法により、特定施設設置（変更）許可申請が必要となる。
条件8	周辺住環境への影響	<ul style="list-style-type: none">・ 調理中の換気による臭気や、設備、機器からの騒音など周辺環境への影響を考慮し、建設用地内の配置を工夫するなど、近隣の住宅等と給食施設が近接しないよう配慮することが必要である。
条件9	土地（土壌）の状況	<ul style="list-style-type: none">・ 利用する土地で土壌汚染が確認された場合、事業費に大きな影響があるため、土地の履歴から土壌汚染の可能性が低い場所であることが望ましい。・ 3,000m²以上の面積の土地の形質変更（盛土または切土）をする場合、土壌汚染対策法に基づく届出が必要となり、土壌汚染に関わる調査が必要となる可能性がある。